

羽曳野市福祉施設等物価高騰対策一時支援金支給要綱

制 定 令和 5 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福祉施設等を運営する者(国及び地方公共団体を除く。以下「事業者」という。)に対し、物価高騰が経営に与える影響を軽減することを目的とした羽曳野市福祉施設等物価高騰対策一時支援金(以下「一時支援金」という。)の支給に關し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する羽曳野市内に所在する施設等(以下「施設等」という。)を運営する事業者に対し、一時支援金を支給するものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。

ア 令和 5 年 6 月 1 日(以下「基準日」という。)に、次のいずれかの施設等を運営している者

(ア) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。)第 41 条に規定する児童養護施設

(イ) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所(以下「保育所」という。)であって、同法第 35 条第 4 項の認可を得ているもの

(ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)であって、同法第 17 条第 1 項の認可を受けているもの

(エ) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業、同条第 10 項の小規模保育事業及び同条第 12 項の事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を得ているもの

(オ) 保育所のうち、児童福祉法第 35 条第 4 項の認可を得ていないもの、幼保連携型認定こども園のうち、認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの及び家庭的保育事業等のうち児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を得ていないものであって、その設置者又は管理者が羽曳野市認可外保育施設

指導監督要綱(平成 23 年 10 月 1 日制定)第 7 条第 1 項の規定による報告を行っているもの

イ 基準日に、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの施設等を運営している者

(ア) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム(社会福祉法第 62 条第 1 項の規定による届出がされたものに限る。)

(イ) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条に規定する事業を行う事業所若しくは同条に規定する施設、同法第 8 条の 2 に規定する事業を行う事業所又は同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所(市長が別に定めるものに限る。)

(ウ) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設

ウ 基準日に、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの施設等を運営している者

(ア) 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定に係る同法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定に係る同法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所又は同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設(同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。)

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設(市長が別に定めるものに限る。)

(ウ) 障害者総合支援法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業のうち、市長が別に定めるものを行う事業所

エ ア、イ及びウに掲げる者に準ずる者として市長が別に定める者

(2) 基準日において、一時支援金の申請に係る施設等を休止し、又は廃止していること。

(3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2

条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)

イ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ウ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

エ 申請に係る施設等について一時支援金の支給の決定を受けている者。ただし、市長が複数回の支給をすることが適当と認める者を除く。

(一時支援金の額)

第3条 一時支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 利用者等が通所する施設等の場合 2,700円(前条第1号ア(イ)から(オ)までに規定する施設等にあっては、1,500円)に申請に係る施設等の定員の数を乗じて得た額

(2) 利用者等が入所する施設等の場合 8,400円に申請に係る施設等の定員の数を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 22,000円

(支給の申請)

第4条 一時支援金の支給を受けようとする事業者は、第2条の規定により支給の対象となる施設等ごとに、市長に対して申請書を提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、一時支援金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、一時支援金を支給すべきものと認めたときは、一時支援金の支給を決定するものとする。

(支給の決定の通知)

第6条 市長は、一時支援金について支給又は不支給を決定したときは、速やかにその決定の内容を、一時支援金の支給を申請した事業者(以下「事業者」という。)に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、一時支援金の支給の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該

当するときは、一時支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に該当していなかったことが判明したとき。
- (2) 第2条第3号アからエまでのいずれかに該当することとなったとき(アからウまでにあっては、一時支援金を支給した後に該当することとなった場合を除く。)又は第4条の規定による申請をした時に第2条第3号アからエまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (3) 第2条第3号ウに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと市長が認めたとき。
- (4) 第4条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 市長は、事業者の責めに帰すべき事由により、市長が定める期日までに一時支援金の支給ができなかったときは、一時支援金の支給の決定を取り消すことがある。

3 前条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(一時支援金の返還)

第8条 市長は、一時支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に一時支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 一時支援金の返還に係る費用については、事業者の負担とする。

(違約金及び延滞金)

第9条 事業者は、第7条第1項(第1号を除く。)の規定による取消しに關し、一時支援金の返還を命ぜられたときは、一時支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならぬ。この場合において、市に納付しなければならぬ違約金の額は、一時支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該一時支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならぬ場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた一時支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた一時支援金の額に充てられたものとする。

3 事業者は、一時支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 前条第2項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。